

血圧計導入促進助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

- (1) 岐阜県内に認可を受けた営業所に高機能な血圧計を購入(買取・割賦)する会員事業者 (中小企業者※) とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

- (2) 令和2年3月16日から令和3年3月15日に新規(新品)導入する機器で、別表に示すもの。

2. 助成金額 (※国の補助金との併用は不可)

- (1) 機器価格の1/2の額(千円未満切捨て)。但し5万円を上限とする。
- (2) 1営業所1台かつ1事業者2台までとする。

※但し、国等の補助を受ける機器は、助成を受けることはできません。

3. 予 算

201万円 (全ト協予算含む)

4. 交付申請期間

令和2年4月20日(月)～令和2年12月18日(金)

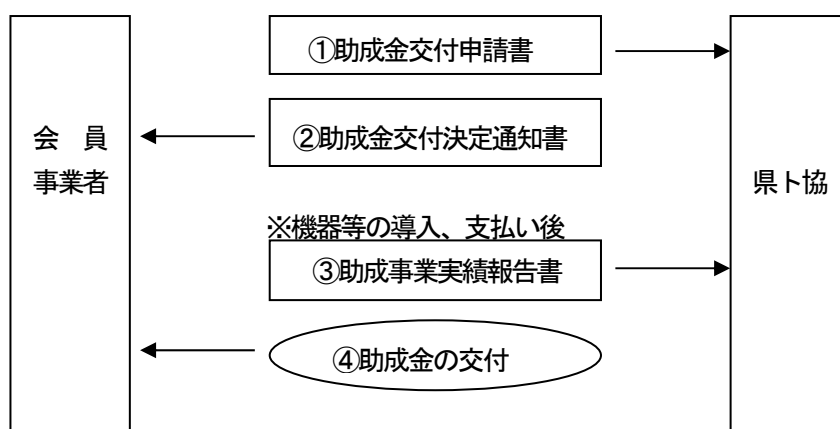
5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 事業実績報告

血圧計導入促進助成事業実績報告書(様式3)により機器導入・支払後、速やかに報告すること。
最終報告期限は、令和3年3月15日(月)とする。

<助成のフローチャート>



※交付決定後の申請の変更又は取り下げは、「助成金交付申請(変更・取下)届出書」が必要です。